

議会議案第2号

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

提出者 四條畷市議会議員

土井 一慶

長畑 浩則

若松 正治

吉田 裕彦

提案理由

令和6年4月組織機構改革に伴い、四條畷市議会の常任委員会の所管の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市議会委員会条例の一部を改正する条例

四條畷市議会委員会条例（昭和45年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務建設常任委員会の項中「、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を「、施設創生課、会計課、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会」に改め、同項の表教育福祉常任委員会の項中「健康福祉部（福祉事務所を含む。）、子ども未来部（福祉事務所を含む。）」を「こども未来部（福祉事務所を含む。）、健康福祉部（福祉事務所を含む。）」に改める。

第19条を次のように改める。

（傍聴の取扱い）

第19条 委員会は、四條畷市議会傍聴規則（平成16年議会規則第1号）に基づき、傍聴することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の四條畷市議会委員会条例の規定に基づく総務建設常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧委員会において調査中又は審査中の事件は、当該事件を所管する新委員会に承継されるものとする。